

フランス政府、自動車のスペアパーツに関する修理条項を意匠法に導入
(2023年1月1日施行)

2022年1月18日
JETRO デュッセルドルフ事務所

フランス産業財産庁 (INPI) は、自動車のスペアパーツに関する修理条項 (いわゆる「修理条項」とは、一般に、「仮に権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の本来の外観を回復させるように修繕する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められない」というもの¹。) がフランス意匠法 (フランス知的財産法 (CPI) の一部) に導入される (2023年1月1日施行) 旨、INPI の法務ジャーナルにて公表した。

本法務ジャーナルの概要は、以下のとおりである。

- ・ この修理条項の導入は、修理費用を削減し、フランスの自動車部品産業の競争力を促進し、重大な故障のリスクをもたらす偽造品の不正使用を回避するために、自動車部品市場を段階的かつ抑制的に自由化することを目的とするものである。
- ・ 「気候変動との闘いとその影響に対する回復力の強化に関する 2021 年 8 月 22 日付の法律第 2021-1104 号 (気候法)」に組み込まれた、CPI の一部を改正する規定 (気候法第 32 条) によるものであり、CPI の意匠に関する改正点の概要は次のとおりである。
 - 意匠権を行使することができない行為が挙げられている CPI 第 L513 条 6 に、新たな行為のカテゴリー (4°) を追加する。

4° 道路交通法典 (code de la route) 第 L110 条 1 の意味における自動車又はトレーラーの初期の外観を復元することを目的とした行為であって次のものをいう：

 - a) グレージング²に関する部品に関連するもの
 - b) 又は、オリジナル部品を製造する部品メーカーによるもの
 - 意匠の保護期間に関する CPI 第 L513 条 1 に、「CPI 第 L513 条 6 の 4°の規定のもののうち、当該 4°が意匠権の行使の例外を規定していないものについては、25 年の最大期間は 10 年に短縮される。」旨を追加する。

また、フランス競争当局 (Autorité de la concurrence) のプレスリリースによれば、フランス競争当局は、目に見える自動車のスペアパーツの販売競争への部分的な開放を歓迎するとともに、上記改正点については次の旨説明している。

¹

https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2021/pdf/2021_01_04.pdf#page=7

² 原文では「vitrage」である。現地弁理士に確認したところによると、当該文言は忠実に翻訳できる単語は見当たらないが、「車両のガラス (窓)」と表現できるとのこと。

- ・ 全ての部品メーカー（オリジナル機器（OE）メーカー（新車用のグレージングを製造していることを意味する）、又は、独立したメーカー）は、グレージング部品を販売する機会を得ることになる。
- ・ その他の全ての目に見えるスペアパーツ（例えば、ミラー、光学部品、ボディ）については、オリジナル部品を製造する部品メーカーもそれらを販売する機会を得ることになる。
- ・ 最後に、全ての部品メーカーは、意匠登録から 10 年（現在は 25 年）後に、これらの部品を製造・販売することができるようになる。

また、この修理条項の導入までの経緯の概要は、以下のとおりである。

- ・ 2012 年 10 月に、フランスの競争当局は、その意見書の中で、目に見えるスペアパーツの独占を段階的かつ管理された形で撤廃する措置等を提唱するとともに、この競争への開放が業界のより効率的な機能の確保と同時にこれらの部品の価格の引下げにつながるかと評価した³。
- ・ 2019 年 3 月に、フランスのエドゥアール・フィリップ首相は、競争当局 10 周年記念の演説の際に、いくつかの分野で競争を促進するための措置のパッケージの一部として、ミラー、ヘッドライト、窓ガラス等の自動車のスペアパーツの大幅な値下げに向けて、この措置を講じることを表明した⁴。
- ・ この修理条項を導入する規定は、2019 年 11 月には「今後の交通政策の指針となるモビリティ法案」及び 2020 年 10 月には「公共行動の加速化及び簡素化に関する法案」に、それぞれこれらの法律の立法過程の途中段階で組み込まれる形で、議会で採択された⁵。しかし、その際には、大統領による審署前の憲法院による法律の合憲性審査⁶において、この規定はこれらの法律と直接的な関係性がないこと等を理由に違憲と判断され成立には至らなかった。
- ・ 今回の法律「気候法」⁷に対する憲法院の決定⁸においては、修理条項については、特

3

<https://www.autoritedelaconurrence.fr/fr/communiqués-de-presse/8-octobre-2012-enquete-sur-lentretien-et-la-reparation-automobile>

⁴ <https://www.gouvernement.fr/partage/10924-pouvoir-d-achat-plus-de-concurrence-au-profit-des-consommateurs>

⁵ 2019 年 11 月に採択されたもの（Article 110）：

https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115t0349_texte-adopte-seance#D Article 110

2020 年 10 月に採択されたもの（Article 136）：

https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/15/textes/115t0491_texte-adopte-seance#D Article 136

⁶ 2019 年 12 月の憲法院の決定（特に 62.以降）：

https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=7E6726FEDCFEF6A098C920B51EE8C543.tplgfr35s_2?cidTexte=JORFTEXT000039666792&dateTexte=&oldAction=rechJO&categorieLien=id&idJO=JORFCONT000039666571、

2020 年 12 月の憲法院の決定（特に 82.）：<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2020/2020807DC.htm>

⁷ フランス議会での本気候法の立法過程における本修理条項の導入経緯：

（2021 年 6 月）

http://www.senat.fr/amendements/2020-2021/667/Amdt_1099.html

<http://www.senat.fr/seances/s202106/s20210616/s20210616005.html#section732>

（2021 年 7 月）

段の言及はなく違憲とは判断されず、成立に至った。

なお、本改正条文については、現地専門家においても様々な解釈が可能なものとして議論を呼んでいる。今後、施行に向けてどのような解説等がなされるのかについて、引き続き注目する必要がある。

－ INPI の法務ジャーナル等は、以下参照（フランス語）－

（INPI の法務ジャーナル（閲覧には無料の会員登録が必要）の記事）

[Loi n° 2021-1104 du 22 août 2021 \(« loi climat »\) : pièces détachées automobiles](#)

（気候法第 32 条（フランス知的財産法（CPI）第 L513 条 1、第 L513 条 6））

[Article 32](#) ([L. 513-1](#)、[L. 513-6](#))

－ フランス競争当局のプレスリリースは、以下参照 －

[Pièces détachées automobiles : l’Autorité de la concurrence se félicite de l’ouverture partielle à la concurrence de la vente des pièces détachées automobiles visibles](#)

（以上）

<https://www.senat.fr/rap/120-766/120-766.html>（「Article 13 ter」の箇所）

⁸ 2021 年 8 月の憲法院の決定（特に 38.）：<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2021/2021825DC.htm>